

根本説一切有部に引用される無常經

釋 舎 幸 紀

一 常經』について検討を試みようとするものである。

説一切有部 Sarvāstivādin の一部派である根本説一切有部

Mūlasarvāstivādin のもつ律蔵、根本説一切有部毘奈耶には大乘的な色彩が多く含まれていると指摘されている。この派は後期に展開した部派であるが、義浄によると、「凡此所論。皆依根本説一切有部。……此与十誦大婦相似。……然十誦律立不是根本有部也。」とのべ、自己の立場を根本説一切有部においている。

この律と『無常經』（三啓經）との関係については、諸学者の指摘している如くである。文献資料に関しては、山田龍城博士の『梵語仏典の諸文献』に論じられているが、それらを下敷きにして佐々木教悟博士は『印仏研』（19—2）において、「根本説一切有部と三啓無常經について」として詳しく論考され、その後、『戒律と僧伽』の中に所収されている。

本稿はこうした研究を手がかりとして、別の角度から『無

二

まず、資料的な検討からみておきたい。漢訳資料に関しては、敦煌出土の『仏説無常三啓經』（大正藏經八五卷）の割註に「初と後との讃歎は乃ち是れ尊者馬鳴が經の意を取りて集造する。中は是れ正經にして金口の所説なり。事に三開ある故に三啓と云うなり」とある記述と、義浄が『南海寄帰伝』（巻四）の中に「誦する所の經は、多く三啓を誦す。乃さは是れ尊者馬鳴の集め置く所なり。初めはほぼ十頌許りあるべし。經の意を取りて三尊を讃歎す。次には正經を述ぶ。是れは仏の親説なり。読誦既に了らば、更に十余の頌を陳べて廻向発願を論ず。節段を三たびに開く。故に三啓という」という記述とによって、三啓の意味が論じられ、研究の多くが所論を立てている。

チベット大藏經甘殊爾部に、漢訳『無常經』に相当すると

考えられる *Mi rtag pa nid kyi mdo* (*anyatā-sūtra*) が一点ある。一点は漢訳の正經の部分に相当するようにみられてきたが、漢訳と比較すると完全に一致しているわけではなく。チベット訳は *Surendrabodhi, Ye śes sde* が訳しており、その奥書をみると、

インドの論師 *Surendrabodhi* と大校翻訳官 *Shan* 地の *Ye śes sde* とが翻訳し校訂した。新訂正語によって増補して決定した。とあるごとく随分と改変がある。サンスクリットは *Lin Li Kouang* (林藜光)・木村秀雄師が、*Dharmasamuccaya* と関係の深いことを指摘している。

もう一点のチベット訳『無常經』は訳者名を欠いているが、法天訳『仏説諸行有為經』(漢訳)に相当し、木村高尉氏がサンスクリットの校訂を出している。しかし、義浄が『南海寄帰伝』(卷二)に「この經は別録し上に付す」といって、漢訳『無常經』をとりあげているので、当面の課題ではないから除外してよいだろう。

如上のことから、根本説一切有部毘奈耶に引用する『無常經』は、義浄訳と敦煌本とが当面の問題とする經である。そこで律藏中に引用されるものとチベット訳と比較してみると、

a、如世尊説。若人能護他意当生多福。諸妹。汝等亦应誦無常經。是時門徒隨教而作。(大正・23・752b)

根本説一切有部に引用される無常經(釈 舍)

boom *Idan* *h̄das* *kyi* *kyan* *gshan* *gyi* *sem* *srun* *bahi* *gan*
zag *ni* *bsod* *nams* *man* *po* *skyed* *par* *byed* *do* *shes* *gsun*
kyis/*khved* *cag* *kyan* *re* *shig* *mi* *rtag* *pa* *nid* *dan* *Idan* *pahi*
mdo *sde**hi* *mha**ṅ* *dag* *kha* *ton* *gyis* *śig* *ces* *h̄doms* *par* *byed*
cin/*de* *dag* *kyan* *mi* *rtag* *pa* *nid* *dan* *Idan* *pahi* *mdo* *sde**hi*
*mha**ṅ* *dag* *kha* *ton* *du* *byed* *par* *rtson* *mo*// (*Vinaya*, 1559)

b、仏告阿難陀。炭作苾芻所有行法。我今説之。凡授事人為炭作故將伐樹時。於七八日前在彼樹下作曼荼羅。布列香花設祭食誦三啓經。耆宿苾芻應作特款拏呪願。説十善道讚歎善業。(大正・23・776a)

kun *dgah* *bo* *nas* *dge* *slon* *lag* *gi* *bla**hi* *kun* *du* *sbyod* *pahi*
chos *dag* *bea**ṅ* *bar* *bya* *ste*/*dge* *slon* *lag* *gi* *blas* *shag* *bdun*
nam *brag**ya**d* *kyi* *śin* *ljon* *pa* *gcod* *par* *hgyur* *pa* *na* *śin* *ljon*
pa *de**hi* *drun* *du* *dkyil* *h̄khor* *bya* *shin*/*spos* *dan*/*me* *tog* *dani*/
gtor *ma* *ya**n* *sbyin* *par* *bya*/*rgyud* *chags* *gsun* *pa* *ya**n* *bkla**g*
par *bya*/*yon* *bsad* *pa* *ya**n* *bya* *shin* *dge* *ba* *bou**hi* *las* *kyi*
lam *dag* *ñe* *bar* *gshag* *par* *ya**n* *bya*/*ni* *dge* *ba* *bou**hi* *las*
kyi *lam* *dag* *gi* *bsnags* *pa* *ma* *yin* *pa* *dag* *kyan* *brjod* *par*
bya/ *(Vinaya, 1743)*

a・bのことから、藏漢の内容はほぼ一致しているものの、漢訳で『無常經』・『三啓經』といっているものがチベット訳と異なっていることに気付くだろう。佐々木教悟博士は漢訳中に引用されるものを六分類十三点あげている。それ等

とチベット訳との対比をすべきだが、紙数の関係で省略する。この六分類中、經典諷誦作法を除いて、その他は律の条文の「泥薩祇波逸底迦法」と「波逸底迦法」におさまっている。『無常經』が引用される箇所を検討してみると、その内容にふさわしいものとなっている。これ等の中から、二・三の問題をとりあげて論究したい。

三

『雜事』の記述するところによると、經典諷誦について、大師の徳を讃歎するとき、三啓経を誦誦するときの二事に許可されていることがわかる。この因縁として、スダーナ（給孤獨）長者の話が示される。スダーナは外道たちの諷誦しよくそろっているのを見て、比丘の不統一の様子をうれい、世尊に吟詠声 *chandasa* することを願って、經典の吟詠声が許された。すると比丘たちは、読経・請教・白事にまで吟詠声するように喧雑をきわめた。このため、二事（大師の徳の讃歎・三啓経の誦誦）についてのみ聴許し、その他はすべて禁じられたという。

この二事吟詠声について、『南海寄帰伝』（巻四）、「讃詠之礼」の条をとると、チャイティヤや寺中での敬礼のときに行なわれたことが知られる。その様子は、午後四時すぎ（晡後）、あるいは夕暮れどき（暝黄）、僧院の大門を出て塔を三回まわ

り、香華をそなえ、蹲踞し、大師の徳を讃じた。次に寺中に入り常集処で少経を誦誦した。その経は『三啓経』であって、誦誦が終ると大衆はスパーシタ（妙語）あるいはサードゥ（善哉）といい、所定の作法をこまごまと記述する。この記述は義浄の見聞したものであって、耽摩立底国の僧徒の軌式である。続いてナールンダの僧徒の様子を述べるが、その作法が相異なるだけで本筋はタマリティのものと同じである。

如上のことから、『無常經』が吟詠声されるときは『三啓経』と呼ばれたことが知られる。また、スダーナ長者の因縁からみて、実際にこうした出来事があり、転宗者がいた根本説一切有部の複雑な問題を示している。吟詠声を取り入れたのは、無常ということ、日常生活の中で周知させようとしたものと考えられる。

その一方、他の引用箇所をみると、『無常經』は葬儀にかかわっていることが知られる。この場合、『三啓経』ではなく、『無常經』として誦誦していた。『毘奈耶』によると、ある長者の息子が出家したが、病気のため死去した。比丘達は彼の死屍と衣鉢とを路側に棄てさせた。それを見ていた俗人（在家者）によって、「沙門釈子は死するとその遺体を棄てさる。だから釈子に従って出家することはできない」と、非難を受けた。このことが縁となって、在家の葬法がとり入れら

れたが、その方法は火葬（焚燒）、水葬（棄河）、土葬（穿地理）が認められている。土葬の方法として、

- ①於叢薄深処令其北首。②右脇而臥。③以草褥支頭。④若草若葉覆其身上。⑤送喪苾芻可令能者誦三啓無常經并說伽他。⑥為其呪願。⑦事了婦寺……応可洗身。⑧若觸屍者連衣俱洗。⑨応利制底。（大正・24・286c—287a）

と、その様子を記述している。

また、『毘奈耶』の別のところでは鄔陀夷比丘の因縁をとりあげ、彼の比丘が布薩日に出席しなかったので、調べてみると殺され糞聚の中に棄てさられていることがわかった。そこで彼の *śatira* を供養する話が記されている。その供養方法は、

- ①出尊者屍。②香湯洗浴。③置宝輿中。④從仏及僧送出城外至一空処。⑤積衆香木、⑥濯灑蘇油以火焚之。⑦誦無常經。⑧取舍利羅置金瓶内。⑨於四衢路側建窣堵波。⑩種種香花乃衆音樂莊嚴供養。（大正・23・864b—c）

と述べられている。

この二つの例示中、屍体棄捨の場合は土葬の様子を、鄔陀夷比丘の場合は火葬のそれを示している。細部では相違しているものの、この二例に示すところの内容は、ほぼ一致していることに気付くであろう。義浄は『南海寄帰伝』（巻二）、「尼衣喪制」の条によれば、

根本説一切有部に引用される無常經（釈舎）

- ①苾芻亡者、觀知決死、當日昇向燒処。②即以火焚之。③当燒之時、親友咸萃、在一辺坐、或結草為座、或聚土作台、或置甌石以充坐物。④令一能者誦無常經。⑤然後各念無常、還歸住処。⑥寺外池内連衣並浴、其無池処就并洗身。⑦然後婦房。⑧地以牛糞淨塗。余事並皆如故。（大正・54・216b—c）

とのべ、葬儀の様子はほぼ一致していることが知られるのである。

義浄の記述する点に対して、彼とはほぼ同じ頃インドへ行きその様子を記録した玄奘の『大唐西域記』（巻二）によると、

没臨喪哀号相泣。袈囊拔髮拍額椎胸。（大正・51・877c）

と述べるが、これは義浄の「尼衣喪制」に記述する在家者の様子と同じである。玄奘は喪服の制度や喪の期間について、「服制無間喪期無數」とのべて、どちらも定まっていないう。玄奘と義浄との記述するところは、見聞の地域が相違しているとはいえ、『マヌ法典』などをみれば、その様子がわかるから玄奘のいう点は訂正されるべきであろう。

葬儀に関しては、火葬・水葬・土葬（野葬）がある⁽¹⁾というから、義浄のいう場合と同じである。比丘の場合、在家者と異なつて、「出家僧衆制無号哭。父母亡喪誦念酬恩。追遠慎終寔資冥福」（大正・51・878a）と述べるだけである。玄奘の記述するところはこの程度である。

四

玄奘は喪服の制度はなく、喪の期間も定まっていないうが、『マヌ法典』第五章、「家住期法」の五七条より一〇九条に散説されているところを要約してみると、この主張は否定される。また、『ヤージュニャヴァルキヤ法典』第三編「贖罪法」、第一章「不浄法」に関する条項中の一条より三四条までに散説される所と同じである。この両法典をみると、喪服の制度も喪服の期間も、葬儀についても規定している。その様子は、中野義照博士の『インド法の研究』中に説く「浄潔法」によると、

人死すれば先づ郊外に火葬場を設け、死者を淨めて運び出し茶毘に付する。それより近親は十日間喪に服する。十一日目又は十三日十五日目に拾骨式即ち埋葬式をするが、埋葬式までが不浄である。逝いた靈位からすれば一年間は「靈祭」を受け、後合靈に依つて祖靈位に昇る。近親でない者の死又は小兒の死する時、只葬場に列した場合の如きは一日乃至三日の後に淨められる。服喪者の戒は塩断しすること肉食しないこと交接しないことである。忌が明けた時に誦する聖典も定まっている。

ここで、浄潔法というのは人間（死者）と事物とに対する規定であつて、その中の死者に対するものは、『家庭經』によればより具体的な様子を示すのである。その様子は、

① 先ず火葬場の準備。その家から東南又は南西に向かった土地で、南・南東・南西方へ地を掘り、長さ・広さ・深さ等死者を横臥せしめて多少ゆとりがある位にする。死者の毛髪・爪を切りとり祭草と酪とを用意し、葬場にそそぐ。

② 葬場の準備ができるのと親族は聖火と祭具とを先にして死体を運ぶ。牛車で運ぶ場合もある。着場すると司会者は葬場を左邊行道し、神呪を唱えて洒水する。その間に火葬薪を建立し、その上に死体をおく。

③ 司会者は点火を命じ、神呪を誦し、後を振りかえることなぐ帰途につく。

といっている。インド法に規定されている内容と義浄が記述するところを比較してみると、仏教的な要素を除いて、両者は大差なく一致していることが知られるのである。

『無常經』が吟詠声つまり諷誦される点、遺体棄捨による批難をうけ、葬儀法が仏教内にとり入れられた点などを考えあわせると、山田竜城博士が「僧伽の異民族に対する伝道」（『印仏研』Ⅱ―Ⅰ）の中で、律の雜事（四分律雜健度・有部雜事・五分律雜法・十誦律雜法）から、バラモン転宗者をめぐって、外書外典の研究問題、梵語使用の問題、吟詠声の問題などがあることが指摘されているのは、妥当な見解であろう。その中、吟詠声の問題として、『無常經』が諷誦された点は、一人ひとりが無常を念ずるということに力点がおか

れたものであり、日常から無常を感じとらせるために、老病死の三事に即して無常をみつめさせ、この経を葬儀に用いたと考えられる。

五

『無常經』は、『三啓經』として吟詠声されるが、偈頌の部分が *Stotrayāna* 派の祖 *Asvaghoṣa* の集置したものであることに注意すれば、馬鳴作といわれる『カニシカ王に送った馬鳴の書翰』の中に、

誰か死主を知るだらうか。死主は忽然としてやってくる。だから、明日まで待つことを望まず、急いで正法を修すべし (58 偈)。
死主は無慈悲なものである。生きることを欲しても無意義に殺してしまふ。…… (60 偈)

といっている点、更にチベット律は有部律 (*bhād ba*) であるが、なかでも徳光の『律經』が大切にされる。彼の自註 *Vi-nayasūtravṛtyabhidhānasyavakhyāna-nāma* の奥書きによると、マトウーラの説一切有部に属していたことが知られている⁽⁵⁷⁾。チベットの有部律は漢訳と一致しないところがあるものの、諷誦の正經にあたる *Mi tsaṅ pa ṅid kyi mdo* はチベット律にもみることが出来る。従ってチベットでもこの『無常經』はよく知られていたと思われる。

後代、ツォンカバ作の中に『無量光仏礼讃文』「最上国土の

根本説一切有部に引用される無常經 (釈 舎)

開門』といわれるものが、六点ばかり存するが、恐らく『無常經』はこれらのものに連なっていくと考えられる。

『無常經』に関しては、『高田短期大学紀要』(第四号) に詳述の予定である。無量光仏礼讃文については、同紀要第三号を参照していただきたい。

- 1 南海寄帰伝、卷一、大正・五四・二〇六 b-c。
- 2 西本龍山『国訳一切経』律部十九卷の解題。『仏書解説大辞典』など数多くある。
- 3 佐々木教悟『戒律と僧伽』一三六—一四九ページ。
- 4 *Surendrabodhi*, *Ye śeṣe sde* 訳のものは *P. ed.* No. 975, *D. ed.* No. 309, *N. ed.* No. 294, *C. ed.* No. 948, *T. ed.* No. 312 が相当する。もう一点の訳者名を欠くものは *P. ed.* No. 976, *D. ed.* No. 310, *N. ed.* No. 295, *C. ed.* No. 947, *T. ed.* No. 313 に相当する。
- 5 *rgya gar gyi mkhan po su ren dra bo dhi dan/shu chen gyi losawa ban de shan ye śeṣe sde bgyur cūn shus nas skad gsar bead kyiis kyan bstan nas gran la phab po//*
Lin Li-Kouang: L'aide-mémoire de la vraie loi, pp. 303-6.
壬生台舜博士頌寿記念『仏教と歴史と思想』95—107ページ。
大正・五四・二二六 c。
- 6 印仏研、十九卷二号、85—86 ページ。
- 7 大正・二四・二三三 a—b。
- 8 大正・五二・八七七 c。
- 9 大正・五一・八七七 c。
- 10 大正・五二・八七七 c。
- 11 中野義照『インド法の研究』291—292 ページ。同『マヌ法典』127—134 ページ。同『ヤージュニヤヴァルキヤ法典』96—100 ページ。
- 12 中野義照『ヤージュニヤヴァルキヤ法典』218 ページ。
- 13 四分律雜健度 (大正・二二・九五五 a) 有部律雜事 (大正・二四・二二三 b) 五分律雜法 (大正・二二・一七四 b) 十誦律雜法 (大正・二三・二七四 a)。
- 14 寺本婉雅『カニシカ王へ送った馬鳴の書翰』(『西藏文法』所収)、174 ページ。
- 15 長尾雅人『西藏仏教研究』(高田短期大学講師) 16 ページ。